

2 福保医安第 909 号  
令和 3 年 2 月 8 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長  
矢沢 知子  
(公印省略)

医療法第 16 条（医師の宿直）及び同法第 15 条（管理者の監督義務）の  
遵守について（依頼）

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申  
し上げます。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 16 条において、医業を行う病院の  
管理者は、病院に医師を宿直させなければならないと定められています。

また、同法第 15 条第 1 項において、病院又は診療所の管理者は、この法律  
に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、  
歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理  
及び運営につき、必要な注意をしなければならないと定められています。

つきましては、同法の遵守について、貴管内医療機関等へ周知いただけます  
ようお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内  
各病院には、当部より別途通知しておりますことを申し添えます。

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当  
電話 03-5320-4432